

市有土地売却（阿弥陀町魚橋土地）

【郵便応募型一般競争入札】

募 集 要 項



【高御位山とコスモス畑】

お申込み前には必ずこの募集要項をお読みください。

令和7年10月

高砂市財務部財務室契約管財課

目 次

- ・ 売却物件位置図・・・P 1
- ・ 物件調書・・・P 2
- ・ 売買契約締結までのスケジュール・・・P 4
- ・ 入札説明書・・・P 5
 - 1. 募集条件
 - 2. 申込手続
 - 3. 募集要項等に関する質問の受付
 - 4. 入札保証金の納付
 - 5. 入札方法
 - 6. 落札者の決定
 - 7. 契約の締結
 - 8. 売買代金の納付
 - 9. 土地の引渡し
 - 10. その他
- ・ 市有土地売買契約書（案）・・・P 1 3
- ・ 様 式・・・P 1 8
 - 様式第1号 一般競争入札参加申込書
 - 様式第2号 （普通財産の貸付け等及び普通財産の処分等）誓約書
 - 様式第3号 一般競争入札参加申込に係る申立書
 - 様式第4号 質問書

売却物件位置図



(特記事項)

物 件 調 書

(令和7年10月時点)

※ 物件調書は、売却物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者ご自身で土地の利用制限及び諸規制等について調査確認を行ってください。

所在地	高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番7ないし同番11		
総地積	662.32㎡	地目	宅地
道路幅員及び道路の接面状況	本物件北側に魚橋・阿弥陀準幹線道路（幅員約4m）に、東側に市道阿弥陀307号線（幅員約6m）に接道		
基 づく 制 限 法 令 等 に	都市計画区域等	都市計画区域内（市街化区域）	
	用途地域	第2種低層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率150%、建築物の高さ10m） 南側一部 準住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）	
	高度地区	第4種高度地区（準住居地域部分）	
	防火規制	建築基準法第22条指定区域	
供 給 施 設 状 況	供給施設	状 況	事業所名等
	上水道	φ20mm	高砂市上下水道部
	下水道	引込済	高砂市上下水道部
	都市ガス	—	
交通機関	JR西日本 曾根駅 約2.1Km 宝殿駅 約2.1km（道路距離）		
近隣状況及び参考事項	・ 本物件調書内の地積及び地目は登記上のものです。 ・ 本物件の地歴は、田を大正時代に造成し、兵庫県が印南郡魚橋警察署として使用していました。現状は更地です。 ・ 各区画（4区画）に給水管及び公共下水ますを設置しています（資料集P9参照）。なお、下水道の使用に係る受益者負担金は発生しません。 ・ 本物件に接道している市道の掘削等については、本市都市創造部土木建設室土木総務課（079-443-9037）にお問合せください。 ・ 雨水処理については本市都市創造部土木建設室道路公園課（079-443-9034）にお問合せください。 ・ 土地の引渡しは、売買代金完納後、現状有姿のまま引渡します。越境物がある場合についても現状有姿のままでの売却となりますのでご注意ください。 ・ 本物件の地下埋設物、地盤及び地質調査等はありませんが、本市において売却物件付近の整備工事を行った際、地中にレンガ等の埋設物の存在を確認してい		

	ます（資料集P 1 0 参照）。地中埋設物等の撤去・処分については、買主の負担において対応してください。 ・売買契約締結後、本物件に地積の過不足その他契約の内容に適合しないこと（土地の地耐力、不等沈下、地中埋設物、新たな土壌汚染等）があっても、本市は責任を負いません。 ・本物件北側に道路標識があります。買主の土地利用等により支障となる場合には、買主において関係機関と協議し対応してください（資料集P 1 2 参照）。 ・契約及び所有権移転登記に要する費用は、買主の負担とします。 ・買主は、本物件を落札したことで土地利用にあたり、国及び各自治体等による許認可等が確約、優先されるものではありません。 ・入札に当たっては、関係公簿書類等を閲覧するほか、関係法令等（都市計画法、建築基準法等）の規制に関して、事前に本市及び関係機関に確認し、現地確認するなど、十分に現状調査を行った上で入札してください。
問合せ先	高砂市財務部財務室契約管財課財産管理担当 電話：079－443－9012（直通） 電子メール：tact2130@city.takasago.lg.jp

売買契約締結までのスケジュール

入札参加申し込みの受付期間

令和7年10月21日（火）から令和7年11月19日（水）午後5時まで（必着）
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

※ 持参による受付は、受付期間内の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までです。

※ 郵送による受付は、受付期間最終日の午後5時必着とします。

入札書類等の送付

令和7年11月25日（火）までに、入札参加決定又は失格の通知を発送します。

入札参加が決定した方については、併せて下記書類を送付します。

- ① 入札書
- ② 入札保証金納入通知書
- ③ 入札保証金振込先依頼書
- ④ 辞退届

入札受付期間

令和7年11月25日（火）から令和7年12月2日（火）午後5時まで（必着）

※ この入札は、郵便応募型一般競争入札であり、郵送による入札のみ有効とします。

開札日

開札日 令和7年12月3日（水）午前10時

開札会場 高砂市役所 南庁舎3階 入札室兼会議室

※ 天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

契約保証金の納付、売買契約の締結

落札者は、開札の日から令和7年12月12日（金）までに契約保証金を納付し、市有土地売買契約書により本市と契約を締結してください。なお、落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当します。

入札説明書

1. 募集条件

1 郵便応募型一般競争入札に付する土地（以下「売却物件」という。）

土地の表示	地目	地積（実測）
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番7	宅地	155.93㎡
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番8	宅地	155.74㎡
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番9	宅地	166.88㎡
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番10	宅地	180.99㎡
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番11	宅地	2.78㎡
合 計		662.32㎡

2 予定価格（土地代金）

26,691,496円

3 入札の参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である者
- (7) 国税(法人税及び消費税をいう。)、地方消費税及び高砂市が賦課する税について滞納している者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者

4 土地の使用用途の制限

売却物件の使用にあたっては、次の全ての事項を遵守しなければなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団等の活動の用に供しないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供しないこと。

- (3) 騒音、振動、悪臭、有害ガス又は汚水の排出等によって、周辺に迷惑等となる用途に供しないこと。
- (4) 土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしないこと。
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び関係法令に違反する用途に供しないこと。
- (6) 政治的又は宗教的活動の用に供しないこと。
- (7) その他、市が適さないと判断した用途に供しないこと。

2. 申込手続

1 売却物件の下見等

- (1) 入札の参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、売買契約締結後、売却物件を現状有姿のまま引き渡しますので、入札参加申込前に必ず下見をして現況を確認してください。
- (2) 現地説明は行いません。また、物件調書（P2～P3）の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、入札参加者の方は必ず現地確認や諸規制の確認を行ってください。

2 売却物件の引き渡し事前確認

入札参加者は入札に当たり、次の点にご注意ください。

- (1) 売却物件は現状有姿での引き渡しとなります。越境物がある場合についても現状有姿のままでの売却となります。
- (2) 電気・水道・ガス等の引き込み、接面道路上の電柱・道路標識等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、その他売却物件を使用するために必要な手続き及び費用は、原則として買主負担となります。詳細については、関係機関にご確認ください。
- (3) 売却物件の土壌汚染調査、地下埋設物、地盤及び地質調査等を行っておりません。
- (4) 物件調書と現況が相違している場合は、現況を優先します。買主は、地積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことが後日発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減額を請求することはできません。

3 申込方法

入札参加者は、一般競争入札参加申込書（様式第1号）及び必要書類を、次の提出先へ持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出してください。

持参による受付は、下記受付期間内の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

郵送による受付は、下記受付期間最終日の午後5時必着とします。

【提出先】 〒 676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市財務部財務室契約管財課財産管理担当

電話：079-443-9012

電子メール：tact2130@city.takasago.lg.jp

【受付期間】 令和7年10月21日（火）から令和7年11月19日（水）

受付期間最終日の午後5時まで（必着）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）

【提出書類】 次に掲げる提出書類を整えて提出してください。指定様式については高砂市のホームページからダウンロードしてください。

【提出部数】 各1部

提出を要する書類等		様式等
法人	個人	
一般競争入札参加申込書		様式第1号
法人の履歴事項証明書（登記簿謄本）※一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として、3ヶ月以内のもの	住民票又は戸籍の附票（外国人の場合は外国人登録済証明書）※いずれも一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として、3ヶ月以内のもの	当該証明書
一般競争入札参加申込に係る申立書		様式第2号
国税に係る納税証明書（様式その3の3） ※一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として、3ヶ月以内のもの ※納税義務がない場合は申立書	国税に係る納税証明書（様式その3の2） ※一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として、3ヶ月以内のもの ※納税義務がない場合は申立書	当該証明書又は様式第2号
誓約書（普通財産の貸付等及び普通財産の処分等）		様式第3号
送付先記載済の返信用封筒（日本郵便欄が販売している未使用のレターパックプラス（600円）で追跡番号が剥がれていない状態のもの）		

4 申込に際しての留意事項

- (1) 提出された書類は受付期間外の修正は認めません。
- (2) 提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(3) 市は、提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

(4) 入札の公平性・透明性確保のため、入札の内容（売却物件の所在地、地積、入札参加者の氏名、落札金額等）を高砂市役所契約管財課窓口及び高砂市ホームページにおいて公表します。

5 入札参加の決定等

(1) 市は、提出書類を確認後、令和7年11月25日（火）までに、入札参加者へ入札参加決定通知又は失格通知を送付します。

(2) 入札参加の決定通知と併せて下記の書類を送付します。

- ①入札書
- ②入札保証金納入通知書
- ③入札保証金振込先依頼書
- ④辞退届

3. 募集要項等に関する質問の受付

1 質問の方法

質問書（様式第4号）に記載し、持参、郵送、又は電子メールのいずれかにより提出してください。口頭、電話での質問には応じません。

2 提出先

2. 申込手続 3 申込方法の【提出先】と同じ

3 受付期間

令和7年10月21日（火）から令和7年11月19日（水）午後5時（必着）
ただし、持参による提出は、上記受付期間内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに受付します。

4 回答方法

令和7年11月25日（火）までに、随時、高砂市のホームページにおいて回答し、この募集要項の補完とします。

4. 入札保証金の納付

(1) 入札参加者は、入札参加決定通知の送付の際に同封している入札保証金納入通知書により、入札する金額の100分の5以上の額の入札保証金を、市が指定する金融機関において、令和7年12月2日（火）（5. 入札方法 1 入札書等受付期間に注意してください。）までに納付してください。

(例：入札金額が30,000,000円の場合、入札保証金は1,500,000円以上)

(2) 入札の結果、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。なお、落札とならなかったときには、入札保証金振込先依頼書により指定の口座にお預かりした入札保証金を還付します。

(3) 入札保証金の還付に当たり、金融機関への振込み手続の関係上、1ヶ月程度を要しますので予めご了承ください。また、返還する入札保証金には利息は付しません。

5. 入札方法

この入札は郵便応募型一般競争入札であり、郵送による入札のみ有効とします。

1 入札書等受付期間

令和7年11月25日(火)から令和7年12月2日(火)午後5時まで(必着)

(1) この期間内に入札書等の必要書類を必ず一般書留又は簡易書留により高砂市財務部財務室契約管財課財産管理担当「市有土地入札担当者」宛てに郵送してください。

【市への持参不可】

(2) この期間内に入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

2 入札書等の送付

入札参加者は、次に掲げる書類を角2封筒等(A4用紙が折らずに入るもの)に封かんし、入札書等送付先(4 入札書等送付先を参照。)まで郵送してください。

① 入札参加決定通知書(写し)

② 入札書(長三封筒に封かんすること。)

③ 入札保証金の納入通知書兼領収書(銀行領収印押印済)の鮮明なコピー

④ 入札保証金振込先依頼書

※ 上記様式等は、入札参加決定通知と併せて送付します。

3 入札辞退について

入札参加が決定して以降に入札を辞退する場合は、入札参加決定通知に同封している辞退届に必要な事項を記入し、入札書受付期間内に高砂市財務部財務室契約管財課財産管理担当「市有土地入札担当者」宛てに郵送してください。

4 入札書等送付先

〒 676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市財務部財務室契約管財課財産管理担当「市有土地入札担当者」宛

※ 一度郵送した入札書の書き換え、引換え、撤回は出来ません。

入札書等の提出については、持参は認めません。必ず、一般書留又は簡易書留により送付先に郵送してください。

入札書等の高砂市財務部財務室契約管財課財産管理担当「市有土地入札担当者」へ

の必着期限は、令和7年12月2日（火）午後5時までです。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を市へ申し立てることはできません。

5 入札に関する条件

- (1) 「入札参加決定通知書（写し）」、「入札書」、「入札保証金の納入通知書兼領収書（銀行領収印押印済）の鮮明なコピー」が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項の入札について、2以上の入札書等を提出した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 入札に係る書類は、プリンターによる印字、又はボールペン（黒又は青）により記入すること。
- (6) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

6. 落札者の決定

1 決定の方法

落札者は入札で決定し、市が定める予定価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者（以下「落札者」という。）とします。

2 開札の日時等

令和7年12月3日（水）午前10時

開札会場は高砂市役所南庁舎3階 入札室兼会議室です。

※ 天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

3 入札

入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、郵送してください。

入札は、代理人に行わせることができますが、入札参加者から当該代理人宛の委任状を作成し、入札書と併せて本市へ郵送してください。

入札に係る書類は、プリンターによる印字又はボールペン（黒又は青）による記入を行い、提出してください。

4 入札が無効となる事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者（1.募集条件 3 入札の参加資格）のした入札
- (2) 虚偽の申込みにより資格を得た者のした入札
- (3) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (4) 予定価格を下回る金額を記載した入札

(5) 入札に関する条件（５.入札方法 ５ 入札に関する条件）に違反した入札

5 開札の立会等

開札立会については任意としますが、参加者多数の場合、会場が手狭なため、入場制限をおこなう可能性があります。その際はあらかじめご連絡します。

なお、開札会場への入場には、「入札参加決定通知書（原本）」が必要となりますので必ずご持参ください。立会の受付は、開札時間の１０分前から開札会場で行います。

入札者等関係者の立会が全くない場合は、本市の指定した者を立会させて開札します。この場合、入札者は異議の申立てはできません。

落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。くじは、関係者が入札参加決定通知書（原本）を持参した場合は、当該関係者も引くことができるものとします。なお、開札に立ち会っていない者等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引き落札者を決定します。

7. 契約の締結

1 契約保証金

契約の締結にあたり、落札者は契約保証金として、契約金額の１００分の１０以上の額を、開札の日から令和７年１２月１２日（金）までに、高砂市の発行する納付書により納付してください。

なお、落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当します。

2 売買契約の締結

(1) 落札者は、契約保証金を納付したことがわかる資料を市に提出し、開札の日から令和７年１２月１２日（金）までに市有土地売買契約書により市と契約を締結してください。

(2) 売買契約の締結にあたり、落札者が個人の場合は印鑑登録証明書（原本）を、法人の場合は代表者事項証明書（写し可）及び印鑑登録証明書（原本）を提出してください。

(3) 契約書の内容は、「市有土地売買契約書（案）」を参照してください。

8. 売買代金の納付

(1) 売買代金のうち、契約金額と契約保証金との差額を、契約締結日から令和７年１２月２６日（金）までに、高砂市の発行する納付書により一括で納付してください。納付確認後、契約保証金を売買代金に充当します。

(2) 支払期日までに売買代金が納付されないときは、高砂市は、契約を解除することがあります。この場合において、契約保証金は返還されません。

9. 土地の引渡し

- (1) 売却物件の所有権は、売買代金の完納と同時に落札者に移転するものとします。
- (2) 売却物件の所有権の移転に要する費用は、落札者の負担とします。
- (3) 売却物件の引渡しは、現状有姿とします。越境物がある場合についても現状有姿のままでの売却となります。
- (4) 売買契約においては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に規定する重要事項説明書等の書面を交付しません。募集要項等の記載に十分留意してください。

10. その他

申込及び入札等に係る一切の費用は、入札参加者の負担とし、契約締結に係る費用並びに売買代金の納付に要する手数料等は落札者の負担とします。

市有土地売買契約書(案)

高砂市(以下「甲」という。)と●●●●●(以下「乙」という。)とは、市有土地の売買に関し、次の条項によって契約(以下「この契約」という。)を締結する。

(総則)

第1条 甲は、末尾記載の土地(以下「この土地」という。)を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

(売買代金)

第2条 この土地の売買代金は、金XX,XXX,XXX円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、契約保証金として金X,XXX,XXX円を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

2 乙が納付した契約保証金は、乙がこの契約の債務不履行した場合、乙が甲に対しての損害を填補するものとする。なお、この契約保証金については利息を付さないものとする。

3 乙は、契約保証金を他の債権の担保に供してはならない。

4 契約保証金は、第13条に規定する違約金及びこの土地の使用料相当額、並びに第14条に規定する損害賠償額の全部又はその一部と解釈しない。

(売買代金の納入)

第4条 乙は、第2条に規定する売買代金と前条第1項に規定する契約保証金との差額、金XX,XXX,XXX円をこの契約を締結した後、甲の発行する納入通知書により、令和7年12月26日(以下「支払期日」という。)までに、甲が指定する金融機関に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

(遅延利息)

第5条 乙は、前条第1項の規定により支払うべき売買代金を支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から当該売買代金を支払う日までの日数に応じ、高砂市私債権に関する条例(平成21年高砂市条例第33号)第7条第1項に規定する割合で算出した額の遅延利息を甲が指定する方法で支払わなければならない。

(所有権の移転)

第6条 この土地の所有権は、乙が売買代金(前条に規定する遅延利息がある場合は、当該遅延利息を含む。)の支払を完了したときに甲から乙に移転するものとする。

2 この土地は、前項の規定による所有権の移転があったときに、乙に対して現状のまま引き渡

すものとし、隣接地からの越境した工作物等があった場合の対応についても、乙の負担とする。

（所有権移転登記）

第7条 甲は、前条の規定により所有権が移転した後に、この土地の所有権移転登記に必要な書類を乙に交付するものとし、所有権移転登記に要する一切の費用は乙の負担とする。

（危険負担）

第8条 乙は、この契約を締結した日から第6条第2項の規定による引渡しまでの間に、甲の責めに帰すことのできない事由によりこの土地が滅失し、又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 甲は、この契約の締結後、この土地の面積の不足、土壤汚染（土壤汚染対策法に定める特定有害物質及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める物質によるものを含むが、これらに限られない。）、地下埋設物、廃棄物・価値減損加害物質、文化財保護法による発掘調査の手續に要する費用等、その他契約不適合が存在した場合においても、甲は、その責めを一切負わないものとし、乙は、甲に対し、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができないものとする。

（土地利用の条件等）

第10条 乙は、この土地の利用、整備及び建物の建築等に当たり、甲がこの土地を売却した時の募集要項の内容と関係法令（文化財保護法（昭和25年法律第214号）も含む。）等を遵守し、必要に応じ、甲及び地元関係自治会、関係機関と協議及び調整をしなければならない。

（用途の制限）

第11条 乙は、この土地を次に掲げる用途の目的として使用してはならない。

- (1) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）その他の反社会的団体並びにそれらの構成員の活動のための事務所等の用途
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公序良俗や法令等に反する用途

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 暴力団等と判明したとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲は、その責任を負わないものとする。

（契約後の違約金等）

第13条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、この土地を原状に回復して甲の指定する日までに返還し、かつ、売買代金の30パーセント相当額の違約金及びこの契約を締結した日からこの土地を返還する日までの期間に対する甲の算定するこの土地の使用料相当額を甲の指定する方法で速やかに支払わなければならない。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、前条に規定する違約金及び使用料相当額とは別に、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

（売買代金の返還等）

第15条 甲は、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、乙が第13条に規定するこの土地の原状回復を完全に履行した後、乙が支払った売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

3 乙は、自らが負担したこの契約の締結に要した費用及びこの土地に関して支出した必要経費、違約金その他一切の費用を甲に請求できないものとする。

（相殺）

第16条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条の規定により甲に支払うべき違約金及びこの土地の使用料相当額、並びに第14条に規定する損害賠償額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

（契約の費用）

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（公租公課等）

第18条 この土地の所有権移転登記に要する登録免許税及び売買代金の支払を完了した後の公租公課等は、乙の負担とする。

（報告義務）

第19条 乙は、この契約に関し、暴力団等から不当介入を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、兵庫県高砂警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならないものとする。

（管轄裁判所）

第20条 この契約に関する訴訟については、神戸地方裁判所姫路支部又は加古川簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。

（その他の事項）

第21条 この契約の条項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

（特約条項）

第22条 別記特約条項のとおりとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

（甲） 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長 都 倉 達 殊

（乙）

【別表】土地の表示

土 地 の 表 示	地 目	地 積（実測）
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番7	宅地	155.93㎡
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番8	宅地	155.74㎡
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番9	宅地	166.88㎡
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番10	宅地	180.99㎡
高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番11	宅地	2.78㎡
合 計		662.32㎡

特約条項

1 乙は、この土地に関し、甲がこの土地を売却した時の募集要項及び物件調書記載の特記事項を確認し、これらの事項が契約内容に適合するものであることを容認したうえで、この契約を締結した。

2 乙は、甲がこの土地を売却した時の募集要項及び物件調書記載の特記事項に記載した全事項が契約内容に適合することを容認し、これらの事項に関し、甲に対する解除、損害賠償、修補、代金減額請求等の一切の法的措置をなし得ない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、甲乙協議するものとする。

令和 年 月 日

高 砂 市 長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名 称）

担 当 者 :

電 話 番 号 :

e - m a i l :

一般競争入札参加申込書

下記物件の売却に係る一般競争入札に参加したいので、別紙書類を添えて
申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること並びに
添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 物件の所在地

高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口1090番7外4筆 662.32㎡

2. 添付書類等

【個人の場合】

- ☐ 住民票等 ☐ 一般競争入札参加申込に係る申立書 ☐ 納税証明書
☐ 誓約書 ☐ 送付先記載済の返信用封筒

【法人の場合】

- ☐ 法人登記簿謄本 ☐ 一般競争入札参加申込に係る申立書
☐ 納税証明書 ☐ 誓約書 ☐ 送付先記載済の返信用封筒

※ 提出書類に ☒ をしてください。

様式第2号（表面）

（普通財産の貸付け等及び普通財産の処分等）

誓 約 書

高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

なお、高砂市長がこの誓約書の写し（裏面の役員一覧表を含む。）を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、高砂市長が警察署長に下記1に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を高砂市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は高砂市関係組織に提供することについて同意する。

記

- 1 誓約者が条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- 2 誓約者が上記1に該当しないときには、契約の解除その他高砂市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

高 砂 市 長 様

住 所
（所在地）

氏 名
〔 法 人 名 〕
〔 代表者名 〕

㊞(実印)

法人等の場合は、裏面に役員一覧表がありますので、必要事項を記載してください。

様式第2号（裏面）

役員一覧表

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。）及びその支店若しくは事務所の代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
(記載例) 代表取締役	高砂 太郎	タカサゴ タロウ	明治 大正 昭和 平成 1 2 年 3 月 4 日	☒ 男 ☐ 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男 女

令和 年 月 日

高 砂 市 長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名 称）

一般競争入札参加申込に係る申立書

一般競争入札参加申込に係る参加資格及び申込書類について、次のとおり申し立てます。

記

☐ 入札説明書の1. 募集条件の「3 入札の参加資格」に掲げる(1)から(8)に該当しないこと。

☐ 納税義務がないため納税証明書を添付しないこと。

☐ 国税 ☐ 法人税 ☐ 消費税及び地方消費税 ☐ 所得税

※ 該当項目に ☒ をしてください。

様式第 4 号

質 問 書

高砂市財務部財務室契約管財課 御中

質問者	
質問者の住所	
連絡先	TEL FAX 担当者
質問の内容	